

## 庄内広域水道企業団建設工事等指名競争入札参加者の格付に関する規程

令和8年4月1日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団指名競争入札参加資格基準(令和8年庄内広域水道企業団告示第3号)第1項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な要件に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付する建設工事の種類等)

第2条 等級別格付については、次のとおりとする。

- (1) 鶴岡市、三川町及び新潟県村上市内の建設工事については、鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程(平成17年鶴岡市告示第19号)を準用する。
- (2) 酒田市内の建設工事については、酒田市工事の請負に係る指名競争入札参加者等の等級格付に関する規程(平成17年酒田市告示第20号)及び酒田市測量・建設コンサルタント等に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(平成27年酒田市告示第350号)を準用する。
- (3) 庄内町及び戸沢村の建設工事については、庄内町建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程(平成25年庄内町告示第195号)を準用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。